

令和8年1月20日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた省力化補助金の活用について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。

現在、国において「省力化投資促進プラン」(令和7年6月策定)に基づき、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上をはかるとともに、賃上げにつながることを目的とする「中小企業省力化投資補助金(カタログ注文型)」(以下「省力化補助金」という。)が進められています。

本通知は、今般、厚生労働省で、介護サービス需要が更に高まる中、生産性向上や職場環境改善に向けた業務効率化のために、中小企業庁と協議のうえ、補助対象業種に新たに介護業を追加するとともに、主に介護業で使用する汎用機器を補助金の製品カタログに追加することとされた旨の連絡です。

当該汎用機器を活用することで、介護分野の業務効率化にも資するものとなるため、対象事業所においては省力化補助金をご活用いただきたいとのことです。「介護業」で補助可能な汎用製品は、清掃ロボットや配膳ロボット等、対象となる法人は、介護業を営む「中小企業者(組合関連以外)」、「中小企業者(組合関連)」、「特定非営利活動法人(NPO法人)」、「社会福祉法人」、「医療法人」となっております。なお、留意点等の詳細は別添をご参照ください。

貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた省力化補助金の活用について  
(令和8年1月9日 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(西井)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737